

伊佐市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月25日(水) 午前9時7分から10時7分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (20人)

会 長 13番委員

委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1番委員	7番委員	1番推進委員	9番推進委員
2番委員	9番委員	2番推進委員	10番推進委員
5番委員	10番委員	3番推進委員	11番推進委員
6番委員	11番委員	5番推進委員	14番推進委員
	12番委員	6番推進委員	15番推進委員

4. 欠席委員 (6人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 1番委員 2番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第4号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時07分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和6年度第9回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は10名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。本日は、今年最後の総会となります。皆様のおかげで無事総会をすることができました。1年間お疲れ様でございました。あと3ヶ月となります。また、寒い日が続いておりますので、体に気を付けて活動をお願いします。今日は、総会終了後、県農業会議による農業者年金の研修会を計画されております。農業者年金の加入推進をお願いいたします。
本日の議事録署名委員を指名いたします。1番農業委員と2番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページから10ページになります。農地中間管理機構経由による解約が3件と農業経営基盤強化促進法による解約が37件、計40件です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の貸借について説明いたします。資料17ページの総括表をご覧ください。期間は3年から15年で、面積は123,786㎡で利用権を設定する者の数が27人、設定を受ける者の数は16人です。土地の詳細につきましては、資料11ページから16ページ、番号1番から28番です。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。農地所有適格法人、農地法第3条第2項第2号の例外規定について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番の不許可の例外について説明いたします。

農地所有適格法人以外の法人が農地の権利を取得する事は、農地法第3条第2項第2号の規定により許可することができないとされていますが、本申請の譲受人である社会福祉法人Dは、社会福祉事業を目的として設立され、その事業に供する目的で申請地を取得する計画であることから、同項のただし書きに定める、例外の相当の事由にあたるものとして、農地法施行令第2条第2項第5号に規定される事由のうち、農地法施行令第2条第1項第1号のハに該当するため、本申請は農地法第3条第2項第2号の不許可の例外にあたるものと認められます。

続きまして、整理番号 10 番の譲受人 株式会社Fについてご説明いたします。法人形態は株式会社であり、農地所有適格法人の法人形態要件を満たしております。事業は、農産物の生産及び農作業の受託で、その売上高は過半をこえており、事業要件を満たしております。農業関係事業に従事する構成員の年間労働日数は約 250 日で、かつ法人の総議決権の過半数を超えており、構成員要件を満たしております。代表取締役を含む役員 2 名は全員が農業及び関連事業に常時従事しており、役員要件を満たしております。経営状態は問題なく、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の全てを農地所有適格法人として満たしていることを報告します。

議長 整理番号 1 番から 15 番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。整理番号 1 番について、5 番農業委員の報告を求めます。

5 番農業委員 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 1 番につきまして、去る 12 月 23 日に現地調査を行いましたので、5 番が報告いたします。

申請人 TYさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は 51 歳です。

渡し人 NHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は 78 歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字小俣後 3596 番 2、地目は田、地積は 1, 267 m²の所有移転売買になります。

農業従事者は 1 名で、通作距離は約 1.5 km で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号 2 番について、10 番農業委員の報告を求めます。

1 0 番農業委員 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 2 番につきまして、12 月 22 日に現地調査を行いましたので、10 番が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は 71 歳です。新規就農者で営農計画書が添付されています。

渡し人 TMさんは、熊本県水俣市深川に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口針持字黒仁田 3363 番 2、地目は田、地積は 1, 173 m²の所有移転売買になります。

	<p>農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号3番、4番について、6番農業委員の報告を求めます。</p>
6番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきまして、12月21日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。</p> <p>申請人 YSさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は41歳です。 渡し人 NTさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は91歳です。 申請地は、伊佐市大口平出水字新柳北105番1ほか6筆、地目は全て田、地積は7筆合計で2,284㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>農業従事者は4名で、通作距離は約100mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。</p> <p>続きまして、整理番号4番につきまして、去る12月21日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。</p> <p>申請人は、整理番号3番と同じく YSさんであります。 渡し人 YAさんは、始良市加治木町木田に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口平出水字新柳北116番4ほか3筆、地目は全て田、地積は4筆合計で4,073㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>農業従事者は4名で、通作距離は約100mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号5番について、9番農業委員の報告を求めます。</p>
9番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る12月22日に現地調査を行いま</p>

したので、9番が報告いたします。

申請人 UYさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は47歳です。

渡し人 KTさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字荒神林2105番1、地目は田、地積は1,584㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る12月22日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。

申請人 STさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は72歳です。

渡し人 SMさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字渡瀬口960番34、地目は田、地積は523㎡の所有権移転贈与になります。

農業従事者は2名で、通作距離は約50mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る12月20日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。

申請人 AMさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は70歳です。

渡し人 ASさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は93歳です。

申請地は、伊佐市大口目丸字原ノ後443番1ほか2筆、地目は畑が1筆と田が2筆、地積は3筆合計で4,853㎡の所有権移転贈与になります。

農業従事者は1名で、通作距離は約1km以内で現況は良く管理された農

地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号8番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る12月22日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は86歳です。

渡し人 TYさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字焼井ノ下1853番7ほか2筆、地目は全て田、地積は3筆合計で2,661㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は5名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号9番について、事務局の報告を求めます。

事務局 整理番号9番について、報告者の4番農業委員が欠席のため事務局が調査報告書を代読いたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る12月23日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 社会福祉法人Dは、伊佐市大口宮人に所在する社会福祉法人です。

渡し人 OJさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は64歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字長迫463番290ほか3筆、地目は全て畑、地積は4筆合計で7,609㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は6名で、通作距離は約300mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。また、先に事務局から報告がありましたように譲受人は社会福祉法人であり、申請地を法人が行う社会福祉事業に供すると認められることから、農地法第3条第2項第2号の例外規定に該当します。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号10番について、2番農業委員の報告を求めまます。

2番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る12月23日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたしまます。

申請人 株式会社Fは、伊佐市菱刈南浦に所在する農地所有適格法人です。

渡し人 MHさんは、東京都西東京市緑町に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字寺山3365番1、地目は畑、地積は675㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は4名で、通作距離は約800mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号11番について、事務局の報告を求めまます。

事務局

整理番号11番について、報告者の4番農業委員が欠席のため事務局が調査報告書を代読いたしまます。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る12月23日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたしまます。

申請人 TKさんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は30歳です。新規就農者です。

渡し人 KKさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字満田原148番1、地目は畑、地積は343㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は4kmほどの農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご

審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号 12 番について、5 番農業委員の報告を求めます。

5 番 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定
農業委員 のうち、整理番号 12 番につきまして、去る 12 月 23 日に現地調査を行いましたので、5 番が報告いたします。

申請人 YRさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は 61 歳です。

渡し人 YKさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は 89 歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字立添 2825 番 1 ほか 2 筆、地目は全て田、地積は 3 筆合計で 2,678 m²の所有権移転贈与になります。

農業従事者は 1 名で、通作距離は約 1.5 km 以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号 13 番、14 番について、11 番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定
農業委員 のうち、整理番号 13 番につきまして、去る 12 月 23 日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。

申請人 HYさんは、伊佐市大口白木に居住され、年齢は 45 歳です。

渡し人 STさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は 77 歳です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字外一町 1018 番 1、地目は田、地積は 664 m²の所有権移転売買になります。

農業従事者は 2 名で、通作距離は約 10 km で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

続きまして、整理番号 14 番につきまして、去る 12 月 23 日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。

申請人 HYさんは、伊佐市大口白木に居住され、年齢は 45 歳です。

渡し人 HKさんは、大阪府大東市太子田に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字中向 968 番、地目は田、地積は 1,367 m²の

所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は約 10 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号 15 番について、1 番農業委員の報告を求めます。

1 番 農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 15 番につきまして、去る 12 月 23 日に現地調査を行いましたので、1 番が報告いたします。

申請人 TYさんは、鹿児島市西坂元町に居住される市外住民です。

渡し人 TSさんは、熊本県玉名郡長洲町大字清源寺に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口青木字西ノ口 1029 番 1、地目は畑、地積は 781 m²の所有権移転贈与になります。

農業従事者は2名で、通作距離は約 70 k mで現況は良く管理された農地です。新規就農者ですが、経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番から 15 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 1 番から 15 番については許可が決定いたしました。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 15 件について、15 件の許可が処分決定いたしました。

議案第3号

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る12月23日に申請人の代理人であるT行政書士の立ち合いのもと、4番農業委員、1番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、私11番が報告します。

譲受人は、伊佐市大口上町にお住いのTKさんで年齢は30歳です。

譲渡人は、伊佐市大口山野にお住いのKKさんで年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字満田原149番1ほか1筆、地目は全て畑、地積は2筆合計で333㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は一般住宅であります。

所在地は、伊佐農林高等学校から東へ約200mに位置しており、東側は宅地、西側は畑、南側は畑、北側は畑となっており周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号2

番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番
農業委員

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る12月23日に申請人の代理人であるM行政書士の立ち合いのもと、7番農業委員、11番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、私2番が報告します。なお、当日は事務局も立ち会っております。

譲受人は、熊本県熊本市南区江越に所在する株式会社Kで一般法人です。

譲渡人は、神奈川県横浜市中区長者町にお住いのKAさんで市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字糶ヶ山1801番1、地目は畑で地積は1,484㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設であります。事業計画内容はパネル240枚を設置し、パネル総設置面積は468.65㎡、発電容量は98.4kWを出力する計画です。

所在地は、湯ノ尾小学校から北東へ約2kmに位置しており、東側は山林、西側は太陽光発電施設、南側は山林、西側は山林となっており周囲に与える影響はないかと思われまます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。整理番号3番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農業委員 いてのうち、整理番号3番について、去る12月23日に申請人の代理人で
ある M行政書士の立ち合いのもと、2番農業委員、11番推進委員、私
7番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、私7番が報告しま
す。なお、当日は事務局も立ち会っております。

譲受人は、伊佐市菱刈川南にお住いの AYさんで年齢は69歳です。

譲渡人は、鹿児島市堀江町にお住いの YMさんで市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈川南字荒瀬724番、地目は畑、地積は898㎡であ
ります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっ
ており、転用目的は貸事務所及び貸し駐車場であります。

所在地は、湯ノ尾小学校から西北西へ約500mに位置しており、東側は
市道、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地となっており周囲に与える影
響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、土地使用
承諾書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、
転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切で
あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願
いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番に
ついて、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。整理番号4
番について、事務局の報告を求めます。

事 務 局 4番農業委員の調査報告書を事務局が代読させていただきます。議案第
3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についての中
間、整理番号4番について、去る12月23日に申請人の代理人である W
行政書士の立ち合いのもと、11番農業委員、1番推進委員、私4番農業

委員の3名で共同調査をおこないましたので、私4番が報告します。

譲受人は、霧島市国分中央に所在する 株式会社Kで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口原田にお住いの ATさんで年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字水ノ手937番1ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で570㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は建売住宅であります。

所在地は、伊佐市役所大口庁舎から西北西へ約500mに位置しており、東側は河川、西側は道路、南側は宅地、北側は雑種地となっており周囲に与える影響はないかと思われまます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定について、申請件数4件について4件が処分決定いたしました。

議案第4号

議案第4号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について1番農業委員の報告を求めます。

議案第4号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る12月23日に申請人の立ち合いのもと、2番推進委員、3番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私1番が報告します。

申請人は、伊佐市大口目丸にお住いの MKさんです。

申請地は、伊佐市大口目丸字出吉原 286 番 2、地目は畑、地積は 682 m²です。

申請地の所在地は、伊佐湧水消防組合消防本部から南へ約 800mに位置しており周囲の状況は、東側は宅地、西側は田、南側は畑、北側は田であります。

非農地になった時期及び理由としては、平成 9 年に家を建てる予定で整地したが建築しないまま放置してしまい、今後畑としての利用は無く、既に農地としての機能は無くなり現在に至っているとのことです。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると 3 名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 1 番は、非農地証明が決定いたしました。議案第 4 号「非農地証明願」については、1 件の申請のうち 1 件の非農地証明が決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをご覧ください。12 月の月例報告をいたします。5 日(木) 12 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催されましたが、案件なしのため欠席しております。18 日(木) 始良・伊佐地区農業委員会連絡協議会先進地事例研修が熊本県球磨郡さざり町で開催され委員及び事務局が出席しております。23 日(月) 現地調査を一斉に行いました。本日 25 日(水) 第 9 回農業委員会総会及び研修会です。1 月の行事予定ですが、10 日(金) 1 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、17 日(金) 始良・伊佐地区農業委員会農地利用最適化推進会議がみそめ館で開催予定、23 日(木) が現地調査予定、28 日(火) が第 10 回農業委

員会総会予定です。月例報告は以上です。

議長 その他、皆様から何かございませんか。

事務局 事務局からでございますが、お手元に「地域計画（案）に関する説明会のご案内」と題しました資料をお配りしております。

これは、昨年で開催しました地域計画の策定説明会に続きまして、具体的な計画区域を定めるための検討会になります。計画区域は農用地区域を基本として定めているようであります。また、その計画に地域の農業を担う者も定めることになります。認定農家の方、新規就農者や地域で中核的な農業をされている方を名簿登載する計画です。農業委員の皆様、推進委員の皆様も、是非、ご参加くださいますようお願いいたします。

事務局も各会場に出席する計画です。説明会日程は、資料の中ほどに記載があります。この日程表は1月1日号の広報誌に掲載されますのでご確認ください。

また、地元の会場で出席ができない場合は近隣の校区での参加をお願いします。

もう一つ、「令和6年度始良・伊佐地区農業委員会連絡協議会地域別農地利用最適化推進会議の実施について」の案内文書をご覧ください。これは今年鹿児島県農業委員会大会が台風で中止になりましたことから、1月に開催されるものです。

日程は、令和7年1月17日（金）午後1時30分から霧島市溝辺町みそめ館で開催されます。皆様ご多忙な時期とは思いますが、是非、ご参加くださいますようお願いいたします。事務局からは以上です。

議長 その他、皆様から何かございませんか。

（「なし」という声、あり。）

事務局長 以上で、令和6年度第9回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。

一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時7分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 1 番

伊佐市農業委員 2 番